

第 2 4 回大阪労働局公共調達監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和元年 9 月 3 日（火）大阪合同庁舎第 2 号館 4 階 共用会議室 I	
委員（敬称略）	委員長 富田 安信 同志社大学社会学部教授 委員 段林 和江 弁護士 委員 川端 郁雄 税理士	
審査対象期間	平成 3 0 年 1 0 月 1 日～平成 3 1 年 3 月 3 1 日契約締結分	
抽出案件	3 件 内 訳 (公共工事) ・競争入札案件 1 件 うち、低入札価格調査案件 1 件 (物品・役務) ・競争入札案件 2 件 うち、契約金額が 5 0 0 万円以上の案件 1 件	
報告案件	0 件 (備考)「報告案件」とは、監視委員会において不適切等と判断され、意見の具申又は勧告がなされたもの。	
審議案件	3 件	
委員からの意見・質問 に対する回答等	意見・質問	委員からの意見・質問に対する回答等
	下記のとおり	下記のとおり

「設置要綱第 6 条に基づき抽出された審議案件の審議」

【第 2 1 回審議案件 1】競争入札・低入札案件

「泉大津公共職業安定所旧庁舎等解体工事」のその後の経過

意見・質問	回 答
泉大津公共職業安定所旧庁舎等解体工事について、その後の経過等について、説明を行なってください。	<p>当局と大阪府担当部局との間では、工事の再着工は困難との意見で一致しているのですが、府庁内の産業廃棄物関連部署及び財産引継部署からは、現時点において、地下杭残置のまま土地返還を承認するとは言えないと回答を受けました。</p> <p>これに対し、当局から大阪府担当部局に対し、再度確認を行っております。</p>

	<p>1点目 地下杭を残置したまま土地の返還が可能か否か。</p> <p>2点目 解体工事施工が見つからなかった場合どこまで当局が整備すれば良いのか。</p> <p>3点目 再着工中に、騒音・振動が基準値を超え再び工事中止となった場合、地下杭を残置したまま土地返還が可能か否か。</p> <p>4点目 仮に、地盤調査を実施した結果、着工困難という結果を受けた場合、地下杭を残したまま土地返還が可能か否かを確認中であります。</p> <p>また、土地の借料については、再着工するまでは減額措置が可能か否か。若しくは、地下杭とは関係ない部分だけ返還できないかを確認中です。</p>
中止に至るまでに、地下杭が何処にあるのか写真撮影しているのでしょうか。確認はしていないのでしょうか。	地下埋設物撤去のために中止したのではなく、建物解体中に中止となったため、地面掘削状態ではございませんので、地下杭は図面上で確認しています。
そもそも解体とはそのようなやり方なのではないのでしょうか。まず周りを掘るものではないのでしょうか。	建物を撤去しないと地下埋設物を除去することができないため、建物撤去が先行します。
建物解体中に振動があったということですか。	おっしゃるとおりです。
地面を掘っても揺れるとは限らないではないのでしょうか。なぜそのような問題が出てきたのでしょうか。通常解体でそれほど揺れますでしょうか。その時に地下を掘っていたのではないですか。	建物を重機で解体していただけて、地面を掘削していたのではありません。
賃借料は9月以降も払うのですか。永遠に払い続けるということですか。	現時点においては、これまでどおり賃料は支払う意向ですが、従前の条件で支払を続ける事はできないと考えています。
相手方との交渉はどのような感じですか。	当局としてはどこまで整備すれば返還承認を得られるのかを確認中です。
話の進め方に関しては、いくつか選択肢を整理して頂いているので、後は議論が進むような形でやっていただけたらと思います	当局が整備しないといけない範囲について明確な回答が無いまま借料を払い続ける事は出来ないという点については、大阪府側も認識していますので、早期の解決に向けて交渉を進めて参ります。

<p>今後も経過報告をお願いします。</p>	<p>承知しました。</p>
<p>【審議案件11】競争入札案件 大阪労働局における電子複写機の購入 【審議案件22】競争入札案件・500万円以上のもの 大阪労働局労働基準部監督課外12施設におけるシュレッダー等の購入</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>入札・契約手続きの状況等、説明を行ってください。</p>	<p>一括でご審議の提案をいただきましたので、2件を続けてご説明します。</p> <p>まず、電子複写機の購入について、保守点検を付随させる必要があることから、入札においては「電子複写機の保守業務委託」として取り扱っています。</p> <p>本事案は、新設部署等への新規調達及び備品更新計画に基づく調達となっております。</p> <p>電子複写機につきましては、使用頻度の多さから消耗も激しく、耐用年数の5年を経過する頃には不具合が頻発し、点検、修理に要する時間的、費用的損失が顕著になってきます。</p> <p>そのため、耐用年数を経過している機種について、更新の必要性を判断のうえ計画的に更新調達を進めているところです。</p> <p>更新の台数については、各部署に配置されている平成23、24年度取得の電子複写機のうち8台について更新を行いました。</p> <p>予定価格の積算につきましては、参考とした機種の市場価格に購入予定数量を乗じて購入予定総額を算出します。次に、直近の同種入札実績を基に割引率を算出し、購入予定総額に割引率を乗じて予定価格としました。</p> <p>入札参加資格については、一般競争参加資格にて「物品の購入」及び「役務の提供等」の資格を有することを参加資格としました。予定価格に該当する等級は「C」となり、より多くの業者の参加を募るため、上位等級の「A」及び「B」を参加資格等級として加えました。</p> <p>応札状況について、応札者数は3者でした。うち1者のみが予定価格の範囲内であったことから当該業者を落札者としました。</p> <p>続きまして、事案No.22シュレッダー等の購入についてご説明します。</p> <p>今回の調達は、耐用年数が経過し、裁断能力の低下したシュレッダーの更新、新設部署への配置及び経年劣化</p>

	<p>により故障し、使用できなくなった全自動製本機の更新を行ったものです。</p> <p>具体的な更新等の台数内訳は、平成17年度から平成25年度に調達したシュレッダーの更新が12台、新設部署等の新規購入が2台、故障した製本機の更新が1台となっております。</p> <p>予定価格は、直近の同種入札実績を基に割引率を算出し、本件調達物件定価に割引率を乗じる方法により積算しています。</p> <p>参加資格は、一般競争参加資格にて「物品の購入」及び「役務の提供等」の資格を有することを参加資格としました。予定価格に該当する等級は「C」となり、より多くの業者の参加を募るため、直近の上位下位等級の「B」及び「D」を参加資格等級として加えました。</p> <p>応札状況は、入札参加業者は3者でしたが、いずれも予定価格を上回る入札額であったため、1回目の開札は不落となりました。1回目が不落となったため、再入札を実施しましたが、2者辞退となったため、残った1者のみの入札となりましたが、予定価格以下の入札がなされ、落札に至りました。</p>
<p>複写機は入札が3社であり、極端に低く落札していますが、価格基準でいえばあり得ない金額だと思います。保守は別で契約しているのですか。</p>	<p>今回は9台購入していますが、その分について保守は含まれていないため、今回同時に保守契約を締結しています。その他、既存機器については、年間保守契約を4月に締結しています。</p>
<p>A社の複写機の保守がA社とは限らないのでは。</p>	<p>A社製のものについては、A社と保守契約を締結しています。他の業者では保守対応が難しいと思われます。</p>
<p>メーカー3者が入札してきた結果、極端に低い金額になっているということは、3者で何か話し合っているのではないのでしょうか。</p>	<p>我々としてはそのようなことはないと思います。</p>
<p>総合評価落札方式を用いて、中間札の業者と契約した事案があると聞きましたが、今回の事例では総合評価落札方式を採用しないのですか。</p>	<p>仕様書において参考機種を示しており、各メーカーは参考機種の同等品を基準に入札参加されるため、総合評価落札方式を採用しても技術点では差はつかず、価格が決め手になるため複写機の購入に関して総合評価落札方式は採用しておりません。</p>

<p>保守は1年毎の契約なのですか。</p>	<p>2月に購入した場合は年度内の2月・3月の2か月となります。毎年入札しており、1者入札となっています。</p>
<p>その場合、2年目以降に入札価格が跳ね上がるということはあるのですか。</p>	<p>過去の落札金額を見直してもそのようなことはございません。</p>
<p>複写機はリースという選択肢はないのでしょうか。</p>	<p>概ね5年で更新していることから購入したほうが安価になります。数か月程度の短期間の場合は、リースとする場合もありますが、常設する場合は購入のほうが安価なため購入しております。</p>
<p>次年度以降も保守の金額が上がることの無いように注意して頂いたらと思います。</p>	<p>承知しました。</p>
<p>【審議案件1】競争入札案件 大阪労災特別介護施設アスファルト舗装等改修工事</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回 答</p>
<p>入札・契約手続きの状況等、説明を行ってください。</p>	<p>大阪労災特別介護施設について説明します。当施設は労働災害により、重度の障害、傷病を負った方々に安心して生き生きとした生活を営んで頂くため、厚生労働省が全国に8か所設置した施設です。ケアプラザ堺は平成10年3月に建築されました。厚生労働省から一般社団法人労災サポートセンターが委託を受けて事業運営を行っています。</p> <p>脊髄損傷、頭部外傷等労災特有の傷病や障害の特性に応じた専門的な介護サービスを提供しています。定員100名に対しほぼ満室の状態です。近畿圏内の方が入居しており、入居者のほとんどは全介助または一部介助が必要となっています。施設整備については、運営主体の一般財団法人労災サポートセンターから厚生労働省に要求行い、予算措置が整った場合、所有者の国である大阪労働局が契約を行い、工事を施工しています。</p> <p>予定価格の積算方法について説明しますと、改修工事にかかる設計を実施しており、その際に工事経費である直接工事費の積算を行っています。その直接工事費から国土交通省監修の公共工事共通費積算基準に基づき積算した額を予定価格としています。</p> <p>なお、本件は1,000万円を超える工事請負契約となるため低入札価格調査制度を設けています。</p> <p>一般競争入札参加資格については、本工事の参加資格は</p>

	<p>建設工事のうち工種区分は舗装であり、等級は予定価格に対応するCと直近上位のBを加え公告を行いました。</p> <p>開札結果は、入札には2業者は参加しました。入札説明書は4者に交付しましたが、2者は施工体制が整わない、人手不足等の理由により辞退しました。落札候補者が低入札価格調査基準額を下回ったため、調査を実施しました。最終的に本工事施行にあたり問題ないと判断し、落札業者を決定しました。</p> <p>入札価格調査で履行が問題ないとした理由ですが、主目的であるダンピング受注対策として、工事の質の確保、下請け企業・労働者へのしわ寄せの有無及び労働者の安全管理の三点から調査を実施しました。</p> <p>1つ目の工事の質の確保については、平成24年から平成28年の間に施工した同種の公共工事は9件あり、うち8件は工事成績評定に該当するが70点以上の評価を受けていること、建築工事の実績は豊富であること、仕様書と積算内訳書の内容に漏れはなく、工事の品質確保等に問題はないと判断しました。</p> <p>2つ目の下請け企業・労働者へのしわ寄せの有無について、労務単価は、重機オペレーターが15,000円、普通作業員が12,000円、舗装工が14,000円と、不当に労務者の賃金を抑制しているとは認められず、また、手持資材や手持機械を多数保有し、取引年数15年から20年の下請予定業者から資材購入、機械リース予定であることから、低価での落札理由が下請け企業・労働者へのしわ寄せではないと判断しました。</p> <p>3つ目の労働者の安全管理については、元請の現場代理人を責任者とし、下請業者向けの安全衛生教育を月2時間以上の実施が予定され、社会保険加入済みである等、労働関係法令の違反は認められませんでした。</p> <p>以上3点の観点いずれも問題点が見受けられないことから、ダンピングにより不当に低価格になったものではなく、契約内容に適合した履行が可能と認められることから、落札者として決定しました。</p>
<p>アスファルトの資材について通常より安価な価格で購入が可能であったとありますが、資材はどこで購入しても差がないということでしょうか。</p>	<p>長年の取引実績から、材料を安価で購入できたものと確認しています。</p>
<p>アスファルトは他の建築資材の様にランクや品質の差はないのですか。</p>	<p>設計図書でアスファルトの仕様を指定しています。</p>

<p>舗装は延べ何米平ですか。</p>	<p>アスファルト舗装及び透水性アスファルト舗装については3242平米、自然石舗装については1206平米、インターブロッキング舗装については580平米となっています。</p>
<p>下請け企業・労働者へのしわ寄せの有無についての判断について、労務単価は実際の雇用契約における支払賃金より高く設定されているようですが、現在の大阪府下の建設業の職種別の日当データを把握しているのでしょうか。それと比較して高いか低いかの判断になると思うのですが。</p>	<p>国土交通省が公表している公共工事設計労務単価において地域ごとの労務単価が示されています。</p>
<p>不当に労働者の賃金を抑制しているとは考えにくいと判断されたようですが、その根拠があるのかと。大阪府下の建設業界団体にて労務単価のデータ等があれば参考にさせていただければと思ひまして。そのような資料はあるでしょうか。</p>	<p>そのようなデータがあるか改めて確認したいと思います。</p>
<p>工事成績評定は100点満点ですか。</p>	<p>100満点です。</p>
<p>それで70点以上であれば問題ないということですか。</p>	<p>何点以上なら合格というものではないのですが、自治体等なら65点を下回る場合は入札に参加資格を得られない線引きをしているところもあります。資材、工法、納期等を守っていれば、70点は獲得できるというものです。</p>
<p>90点以上は出せないのでしょうか。</p>	<p>実質的には難しいと思われます。</p>
<p>入札価格以外で技術点等を見る資料として、工事成果の点数の設置科目があると思ったのですが、65点以下を排除するというものではないのですか。</p>	<p>65点以下の業者に入札参加資格を与えていないということではありません。過去の工事成績において、異常に低いものが多かった場合、入札金額を抑えたしわ寄せがあったであろうという一つの判断材料となりますが、総合評価をするわけにはいかないため、70点以上でないとい入札できないという制限をしているわけではありません。</p>

<p>工事成績評定は、対象外を除く全ての工事で行っているのですか。</p>	<p>予定価格が500万円を超える工事を行う場合は、基本的に工事成績評定を行わなければならないとなっており、それを施工業者に通知しています。</p>
<p>誰が評価するのですか。</p>	<p>監理業者及び当局が評価します。採点項目が細かく定められており、仕様書と照らし合わせながら採点書にてチェックします。</p>
<p>入札額がいちばん高いが、工事成績評定の多くが80点以上の会社があった場合、そちらに発注するという事は起こらないのですか。</p>	<p>総合評価入札であれば、そのようなケースはあると思いますが、公共工事の場合、予定価格が6000万円以上のときに総合評価方式を採用するよう指示されています。</p> <p>厚生労働省では調達に適正化のために、原則は最低価格入札方式を採用しています。6000万円未満の工事について総合評価を用いる場合は、財務省と協議のうえ、その工事が技術点を競わなければならないという承認が得られれば、総合評価落札方式を採用することになります。6000万円以上の工事は包括協議となっており、自動車の購入については総合評価落札方式を採用してよいとなっています。</p>
<p>70点以上であったので問題ないということですが、65点や60点なら影響するのでしょうか。</p>	<p>影響します。</p>
<p>排除はしないのですか。</p>	<p>過去の評価点が著しく低ければ、工事をその業者に発注しないという可能性も出てきます。</p>
<p>低入札価格基準率の計算式は、厚生労働省あるいは大阪労働局独自で定められているのですか。</p>	<p>全国共通で定められています。</p>